

○野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が主体となり実施する骨髓バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき日本赤十字社と都道府県等の協力により行われている骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。）において、骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供者等（以下「ドナー」という。）となった者及びドナーが従事している事業所に対し、野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髓等移植の推進とドナー登録の増加を図ることを目的とする。

（助成金の交付）

第2条 本事業の助成は、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

（助成対象者等）

第3条 助成金の交付の対象となるドナーは、次の（1）または（2）に該当し、かつ、（3）に該当する者とする。

- （1）市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- （2）市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、骨髓バンクから適合通知を受けて、ドナー候補者となった後に、当該骨髓等の提供が中止された者（以下、「中止者」という。）
- （3）前2号に規定する者であって、他の地方公共団体からこの要綱による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

2 助成金の交付の対象となる事業所は、前項に規定するドナー（個人事業主を除く。）が従事し、骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者として必要な検査入院等のために取得する特別休暇（以下「ドナー休暇」という。）の取得を認めた国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、別表に定めるところとする。

（交付の申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）又は、野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第2号様式）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第6条 助成金の交付申請の期限は、ドナーとなった者が骨髓等採取に伴う入院をして退院した日の翌日、中止者にあつては中止日から起算して1年以内とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 申請者は、前条の規定により、交付を可とする交付決定通知書を受けたときは、野田市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるきは、速やかに助成金を交付すものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、第7条の規定による交付決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に骨髓等の提供を完了した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

骨髓等提供のための通院等の内容	助成金の額	
	ドナー	ドナーが従事する事業所
確認検査、健康診断に係る通院・入院	1日につき2万円	ドナー休暇1日につき1万円
自己血採血等に係る通院・入院		
骨髓等の採取に係る入院		
骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院・入院及び面接		

※通院等の内容にかかわらず、助成金の支給は通算7日を上限とする。